

# 令和元年度 松山市臨時的任用職員（精神保健福祉士）採用試験実施要領

令和元年7月19日

松山市臨時的任用職員（精神保健福祉士）採用試験を次のとおり行います。

## 1 試験区分、採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	勤務場所	職務
精神保健福祉士	1人程度	松山市保健所 保健予防課 (松山市萱町六丁目30番地5)	精神保健に関する業務

(注) 採用予定人数は変更する場合があります。

## 2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

- (1) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (2) パソコンの基本操作（文書作成及び表計算）ができる者
- (3) 次のアからエまでに該当しない者（地方公務員法第16条の欠格条項）

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験の方法等

試験科目	試験日時、試験会場等
口述試験 (個別面接)	毎月10日（消印有効）までに履歴書を提出した方に対し、試験日時、試験会場等の詳細を通知します。 試験日は当該月の中旬（予定）、合格発表は下旬（予定）です。

## 4 受付期間

受付期間は、**令和2年3月10日（火）**までです。

（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

**郵送の場合は、令和2年3月10日（火）までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

(注) 採用予定人数の合格者があつた場合は、その時点で受付を終了します。

## 5 受験手続

市販のA4判(A3判2つ折り可)の履歴書(必要事項を記入し、申込前3箇月以内に撮影した顔写真を貼ること。)及び精神保健福祉士登録証の写しを保健予防課に直接提出し、又は簡易書留(封筒の表に「臨時的任用職員(精神保健福祉士)採用試験申込み」と朱書き)で送付してください。

受付終了後、受験案内を送付します。

## 6 採用予定日

この試験の合格者は、松山市臨時的任用職員(精神保健福祉士)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に登載します。採用は、欠員が生じた場合に、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期限は、候補者名簿作成後1年間です。

## 7 勤務条件

(1) **勤務時間等** 原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間を含む。)です。また、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休みです。

(2) **給与等** 松山市臨時職員給与規則(昭和53年規則第27号)に基づき、原則として、次のとおり支給します。また、支払日は21日(21日が閉庁日の場合は直前の開庁日)です。

基本給	諸手当
月額208,100円 (令和元年7月1日時点)	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等

(3) **任用期間** 6箇月(令和元年11月1日以後に採用された場合は令和2年3月31日まで)です。ただし、勤務成績が良好な場合は、臨時的任用職員として最長令和2年3月31日まで勤務でき、令和2年4月1日以後の期間についても、改正後の地方公務員法の規定に基づいて任用し、この試験により採用された日から最長3年間は勤務できる予定です。

(4) **保険等** 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上における災害補償

(注) 上記の勤務条件は改定されることがあります。

## 8 その他

(1) 試験会場に無料駐車場はありません。

(2) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。

(3) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(4) その他質問等は、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに保健予防課に問い合わせてください。

<申込み先 及び 問合せ先>

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5

松山市保健所 保健予防課 総務担当

電話 089-911-1856